

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 保安林の指定をする予定である件
- 保安林の指定を解除する件
- 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件
- 公示による通知を行う件

四七

四七

四七

四七

四七
四七
四七
四七

告示

福島県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年八月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 保安林予定森林の所在場所
南会津郡只見町大字塩ノ岐字西山二六〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、一四九五の一、一四九五の二
 - 指定の目的
雪崩の危険の防止
 - 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 解除に係る保安林の所在場所
須賀川市長沼字家老内二の一六三
- 保安林として指定された目的
干害の防備
- 解除の理由
土地改良事業用地とするため
- 解除に係る保安林の所在場所
須賀川市長沼字家老内二の一六三
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
土地改良事業用地とするため

（森林保全課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十八年七月二十八日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年八月十二日

福島県収用委員会

会長 菅野昭弘

- 起業者の名称
福島県
- 事業の種類
山田浜地区海岸公共災害復旧工事（福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字古川地内から同町大字山田浜字浜田地内まで）
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目	地積（平方メートル）	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
登記記録	現況	登記記録	実測

福島県 双葉郡 楢葉町 大字山 田浜字 後中	二〇番二	山林	山林	一四六	一四七・五 五	一四七・五五
---------------------------------------	------	----	----	-----	------------	--------

四 土地所有者の氏名、住所及び持分
不明。ただし、次の土地登記記録表題部所有者

氏名	住 所	持分
松本 清造	不明	七分の一
松本 嘉造	不明	七分の一
松本 長七	不明	七分の一
松本 米吉	不明	七分の一
松本 万吉	不明	七分の一
新妻 平三 郎	不明	七分の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県自治会館三階）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十八年八月十二日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭 弘

一 書類の名称

裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した平成二十八年七月二十九日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住 所
松本 清造	不明
松本 嘉造	不明
松本 長七	不明
松本 米吉	不明
松本 万吉	不明
新妻 平三郎	不明

三 その他
前記通知書を受領しないときは、平成二十八年九月二日をもって送達があったものとみなされます。